〔Ⅰ〕許可証又は認定書（以下「本証」という。）の取扱上の注意事項
1．本証の交付を受けた者は、通行中本証を当該車両に備え付けなければならない。
2．本証は、本証に記載された車両以外の車両には使用することはできない。
3．通行に際し、本証に記載されている通行条件、通行経路等は厳守しなければならない。
4．通行条件等に関し、道路管理者等から措置命令を受けた場合には、それに従わなければならない。
5．本証に記載されている車両諸元、通行経路等に変更があった場合には、道路管理者に変更の申請を行い、許可を得なければならない。
6．以上の各事項に違反した場合には、道路法の規定に基づき懲役又は罰金の刑に処せられることがある。
〔Ⅱ〕審査請求又は処分の取消しの訴え
この特殊車両通行許可又は認定について不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、本証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に　に、審査請求することができる（なお、本証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求することができなくなる。）。また、行政事件訴訟法の定めるところにより、本証を受け取った日（当該処分につき、審査請求した場合においては、それぞれ、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に　を被告として（訴訟において　を代表する者は　となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、本証を受け取った日又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第十号

気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十九条の二の規定に基づき、気象業務法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

気象業務法施行規則の一部を改正する省令

気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（気象予報士の設置の基準） **第十一条の二**　法第十七条第一項の規定により許可を受けた者（地震動、火山現象又は津波の予報の業務のみの許可を受けた者を除く。）は、予報業務のうち現象の予想を行う事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる一日当たりの現象の予想を行う時間に応じて、同表の下欄に掲げる人数以上の専任の気象予報士を置かなければならない。ただし、予報業務を適確に遂行する上で支障がないと気象庁長官が認める場合は、この限りでない。	（気象予報士の設置の基準） **第十一条の二**　法第十七条第一項の規定により許可を受けた者（地震動、火山現象又は津波の予報の業務のみの許可を受けた者を除く。）は、予報業務のうち現象の予想を行う事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる一日当たりの現象の予想を行う時間に応じて、同表の下欄に掲げる人数（一週間当たりの現象の予想を行う日数その他の事情を考慮して、当該事業所において現象の予想が行われる間、一人以上の専任の気象予報士が当該予想に従事できるものと気象庁長官が認める場合にあつては、当該下欄の人数から一人減じた人数）以上の専任の気象予報士を置かなければならない。

一日当たりの現象の予想を行う時間	人員
八時間以下の時間	二人
八時間を超え十六時間以下の時間	三人
十六時間を超える時間	四人

2　（略）

附　則

この省令は、平成三十一年四月十五日から施行する。

○国土交通省令第十一号

港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第十二条、第三十八条第一項及び第四十一条第一項の規定に基づき、港則法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十日

国土交通大臣　石井　啓一